

北秋田地域シルバー人材センター作業別安全就業基準

【共通遵守事項】

作業名	安全作業のポイント
作業全般	1. 常に健康の維持管理に努めること。 また、体調がすぐれないときは、無理をして就業しないこと。 2. 安全第一に考え、安全就業に心がけること。 3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業環境は、常に整理整頓に努めること。 7. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 8. 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 9. 原則として、2m 以上の高さでの作業は足場等を設置して行うことを前提とし、どうしても設置できないときには、墜落制止器具および安全帽（あご紐は確実に結ぶ）を着用すること。 10. 屋根上の作業は行わないこと。 11. 道路での作業は、標識・表示板を設けること。 12. 共同作業では、合図・確認を正確に行うこと。 13. アナフィラキシーショックなどアレルギーの心配のある者はエピペン等を携帯すること。 14. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。 15. 複数人で就業するときは、作業前ミーティングを行い、作業工程・危険箇所・健康状態等を皆で確認すること。
脚立使用作業 (三脚含む)	1. 安全帽を着用すること。 2. 脚立は、丈夫な構造のものを使用すること。 3. 脚立には、開き止めがついていること。 4. 脚立の設置は、脚立の脚と水平面の角度が 75 度以下となるようにすること。

	また、3本の脚が地面と設置する点が、二等辺三角形になるように立てること。 5. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実にかけること。 地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷くなど安全を確保すること。 6. 脚立上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の中心がでない範囲で行うこととし、無理な体制で作業をしないこと。 7. 脚立を昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 8. 作業中の脚立周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。 9. 脚立を利用して足場板をかけわたすときは、脚立の設置間隔を1.8m以下とすること。 また、足場板の設置高さは2m以下とすること。 10. 脚立上での作業を行う場合は、下方の安全確認を行うこと。また下方で作業をしないこと。 11. 天板に立つ、座る、またいでの作業はしないこと。 作業面に対して脚立の昇降面を正対させ、両足をそろえ、天板や踏ざん（ハシゴ部分）の側面に両スネなど体の一部を当てて安定させて使用すること。 12. 飛び降りないこと。 13. 持ち運ぶ際は、配電線に注意すること。
梯子使用作業	1. 安全帽を着用すること。 2. 梯子は、幅30 cm以上の丈夫なものを使用すること。 3. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 4. 梯子は、地面との角度が75度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は60 cmぐらい上方にできるようにすること。 5. 梯子を昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 6. 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。

	7. 樹木等に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。 8. 梯子上での作業を行う場合は、下方の安全確認を行うこと。また下方で作業をしないこと。 9. 飛び降りないこと。 10. 持ち運ぶ際は、配電線に注意すること。
足場使用作業	1. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくならないようにすること。 2. 足場板はゴムバンドでしばり固定すること。 3. 足場板は、作業床の幅が 40 cm 以上になるようにすること。 4. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。
運搬作業	1. 運搬は限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を傷めないように慎重に行うこと。 2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き足元の安全を確認すること。